

主要国の原子力損害賠償制度

(換算率は98年7月1日現在、基数は97年12月31日現在)

国名	イギリス	フランス	ドイツ
法律の名称	1965年原子力施設法 (1959年原子力施設法の改正)	原子力の分野における第三者責任に関する1988.10.30の法律	原子力の平和利用及びその危険の防護に関する法律
法律の目的	被害者保護と原子力事業の健全なる発展	被害者保護と原子力事業の健全なる発展	原子力の研究、開発、平和利用の促進、被害者保護、国際的義務の履行等
施行年月日	1965.8.5	1969.2.11、1990.6.16改正	1960.1.1
事業者の責任	責任の性質	無過失責任	無過失責任
	責任集中	運営者への責任の集中	運営者への責任の集中
	求償権	故意又は特約	故意又は特約、被害者の故意、過失には過失相殺が適用される。
	免責事由	戦乱	戦争、異常な自然災害
	責任の限度	1. 4億ポンド/1事故 1. 4億ポンド(324億円)	6億フランスフラン/1事故 6億フランスフラン(約137億円)
事業者の損害賠償措置	金額	5億ドイツマルク(384億円) ただし、民間保険 2億ドイツマルク 責任保証組合 3億ドイツマルク	無限責任
	方法	民間保険その他の方法	民間保険及び責任保証組合、その他の方法
国家補償	3億SDR(555億円)(ブラッセル補足条約による各国の拠出金を含む)	25億フランスフラン(572億円)(ブラッセル補足条約による各国の拠出金を含む)	損害が賠償措置額を超えた場合、賠償措置額の2倍(10億ドイツマルク)から賠償措置によって充たされる額を控除した額まで国家補償(連邦75%、州25%負担)
賠償請求権の消滅	事故の日から30年。原子力物質の盗難、紛失、投棄又は廃棄の場合はその日から20年	損害及び責任ある者を知った日から3年。ただし事故の日から10年(15年まで国が補償)	損害及び責任ある者を知った日、知り得べき日から3年。ただし事故の日から30年
基数	運転中35基(1,417.3万kw)	運転中56基(6,709.3万kw)、建設中4基	運転中20基(2,349.6万kw)
運営形態	27基が国営、8基が民営	運転中の56基はすべて国営	運転中の20基はすべて民営
国際条約への加盟	1960年パリ条約(1982年修正) 1963年ブラッセル補足条約(1982年修正)	同左 同左	同左 同左

国名	スイス	カナダ	韓国
法律の名称	1983年3月18日の原子力の民事責任に関する法律	原子力損害の民事責任に関する法律	原子力損害賠償法
法律の目的	被害者保護と原子力事業者の保護	被害者保護を基本目的とする。	被害者保護と原子力事業者の健全なる発展
施行年月日	1994. 1. 1 修正	1976. 10. 11	1987. 3. 19
事業者の責任	責任の性質	無過失責任	無過失責任
	責任集中	運営者の責任の集中	運営者への責任の集中
	求償権	故意、特約、盗取、隠匿	故意又は重大な過失、(ただし、損害が原子炉の運転に供給する資材の供給、役務の供給により生じた場合は資材の供給者、その従業員の故意、重大な過失がある場合に限る。) 特約
	免責事由	被害者の故意、重過失(免責又は減責)	戦争、異常に巨大な天災地変又はこれに準ずる事象、従業員損害を除外
	責任の限度	無限責任	無限責任
事業者の損害賠償措置	金額	7億500万カナダドル(71億円)	80億ウォン(6億円) (法) 同法6条によれば、1工場及び1事業者あたり90億ウォンを限度として、同法施行令で定める金額以内で科学技術庁長官の承認を受けたものとする。現行の施行令で定める最高額は80億ウォン
	方法	民間保険、政府との補償契約、その他の方法	民間保険及び政府との補償契約、供託
国家補償	10億スイスフラン(912億円) 10億スイスフランを超える大損害の場合には、補金の増徴により救済	賠償増置額を超える損害については国家補償(原則として15,000万ドルが限度)	賠償増置額(80億ウォン)を超える損害については、必要があれば国会の議決により政府が援助する
賠償請求権の消滅	損害及び責任ある者を知った日から3年。 ただし、事故の日から30年	損害を知り得た、或いは死亡の日から3年。 ただし、事故の日から10年	民法の規定により20年
基 数	運転中5基(322.9万kw)	運転中16基(1,272.3万kw)	運転中12基(1,771.6万kw)、建設中6基、計画中2基
運 営 形 態	運転中の5基はすべて民営	運転中の16基はすべて民営	運転中の12基はすべて国営(韓国電力公社一社)
国際条約への加盟	加盟せず	加盟せず	加盟せず

国名	アメリカ	日本
法律の名称	1988年プライスアンダーソン改正法	原子力損害の賠償に関する法律
法律の目的	公衆の保護と原子力産業の発達促進	被害者保護と原子力事業の健全なる発達
施行年月日	1957. 9. 2、1988. 8. 20修正	1982. 3. 15
事業者の責任	責任の性質	規定なし(州法に委ねられる)
	責任集中	規定なし(州法に委ねられる)
	求償権	規定なし(州法に委ねられる)
	免責事由	戦争
	責任の限度	下記の賠償措置額まで
事業者の損害賠償措置	金額	2億\$ (保険) + 82. 295億\$ (過失保険) = 84. 295億\$ (1兆1688億円)
	方法	民間保険及び過失保険料システム DOEコントラクターの場合、政府補償契約
国家補償	賠償措置額を超える損害については、大統領より提案され、国会で審議承認された補償計画に基づいて迅速かつ十分な補償を行う	賠償措置額を超える損害については、必要があれば国会の議決により政府が援助
賠償請求権の消滅	規定なし(州法に委ねられる)	民法により損害及び責任ある者を知った日から3年
基 数	異常原子力事故の場合、障害発知後3年	ただし、事故の日から20年
運営形態	運転中107基(10,447.1万kw) 33基が公営またはそれに準ずるもの	運転中53基(5,101.6万kw)、建設中2基、計画中4基 1基が国営、62基が民営
国際条約への加盟	加盟せず(補完基金条約に署名)	加盟せず